

静岡県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月15日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
沼津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画下水道事業 沼津市公共下水道（中部処理区）
- 3 事業施行期間
自 昭和42年11月9日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

=====

静岡県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月15日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
沼津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画下水道事業 沼津市公共下水道（狩野川左岸処理区）
- 3 事業施行期間
自 平成7年12月22日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

平成7年静岡県告示第998号、平成14年静岡県告示第226号、平成19年静岡県告示第197号、平成26年静岡県告示第224号及び平成30年静岡県告示第769号の事業地に、静岡県沼津市南本郷町、住吉町、本郷町、黒瀬町、山ヶ下町、下香貫外原並びに大字上香貫字獅子路、字一ノ洞、字二ノ洞、字三ノ洞、字仰天峰、字内山、字東本郷町、字大洞及び字九十九洞の事業地を加え、玉江町、三園町、御幸町、大字上香貫字二瀬川町並びに大字下香貫字宮原、字宮脇及び字八重において事業地を変更する。

=====

静岡県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月15日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
沼津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東駿河湾広域都市計画下水道事業 沼津市公共下水道（内浦処理区）
- 3 事業施行期間
自 昭和56年3月27日
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし